

自動車税種別割の徴収猶予特例 の申請期限が迫っています！ ～自動車税種別割の申請期限は6月30日です～

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難な方に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予する特例制度が創設されました。

徴収猶予の特例措置を受けるためには、原則として納期限までの申請が必要となります。

ただし、自動車税種別割など令和2年2月1日～令和2年6月30日に納期限が到来する県税については、6月30日までに申請ができます。

申請方法、申請書の様式など詳しくは
税務課ウェブサイト <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kigenencho.html>
を御覧いただいた上で、所轄の県税事務所まで御相談ください。

徴収猶予に係る問い合わせ先

問い合わせ先県税事務所	電話番号	担当地区
大河原県税事務所	0224-53-3114	白石市，角田市，刈田郡，柴田郡，伊具郡
仙台南県税事務所	022-248-2963	仙台市太白区，名取市，岩沼市，亶理郡
仙台中央県税事務所	022-715-0624	仙台市青葉区及び宮城野区の一部，若林区
仙台北県税事務所	022-275-9120	仙台市青葉区及び宮城野区の一部，泉区， 富谷市，黒川郡
塩釜県税事務所	022-365-4193	塩竈市，多賀城市，宮城郡
北部県税事務所	0229-91-0706	大崎市，加美郡，遠田郡
〃 栗原地域事務所	0228-22-2123	栗原市
東部県税事務所	0225-95-1520	石巻市，東松島市，牡鹿郡
〃 登米地域事務所	0220-22-6114	登米市
気仙沼県税事務所	0226-24-2531	気仙沼市，本吉郡